

石川町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 平成29年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成30年度	15,375	7,292,810	230,122	1,352,885	18.6	18.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

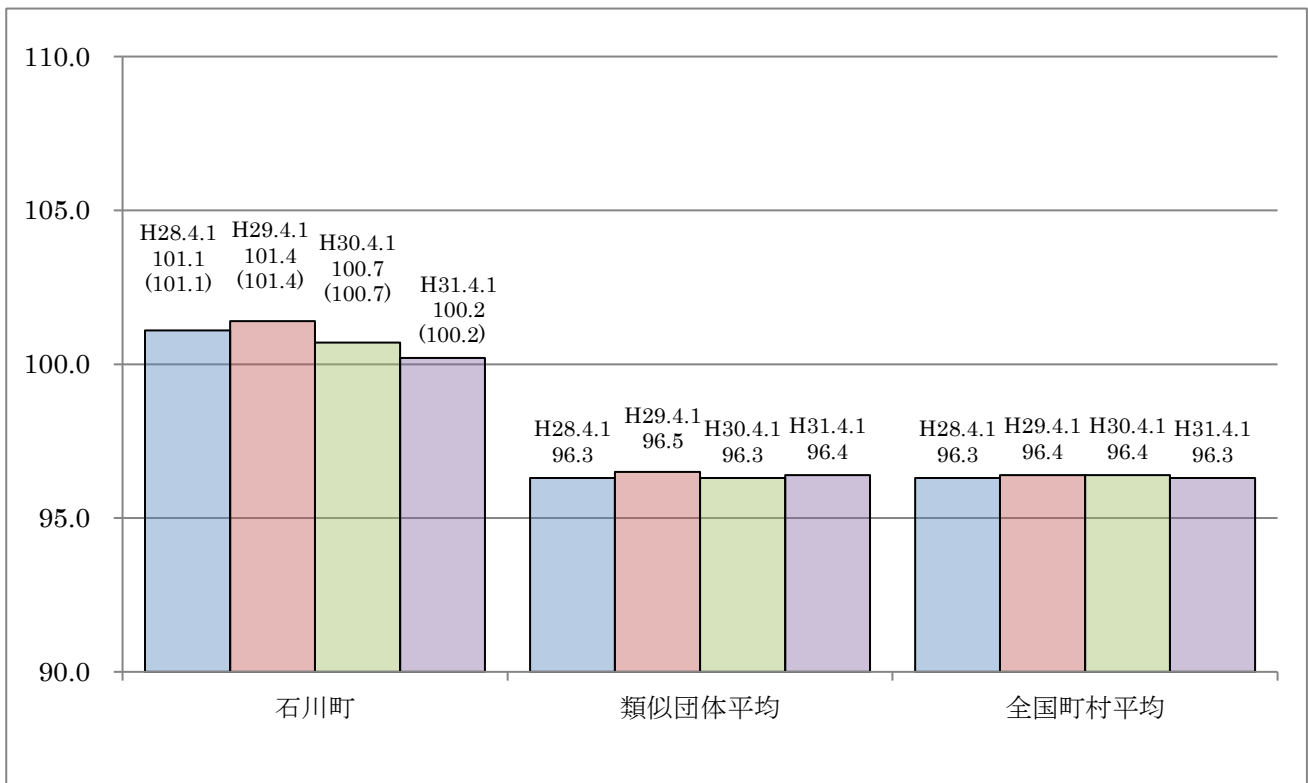
区分	職員数 A	給与費				計 B	(参考) 一人当たり給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成30年度	124	477,493	77,803	190,054	745,350	6,011	5,493	

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

ラスパイレス指数が100を超えている主な理由として、本町の給料表は、福島県人事委員会勧告に基づく福島県行政職給料表に準拠しておりますが、当該給料表の給料月額が国の水準を上回っていることが挙げられます。今後も、県内の民間企業の給与の実態を反映した福島県人事委員会勧告を踏まえながら、給与水準の適正化を図っていきます。

(4) 給与改定の状況 ※人事委員会を設置していない

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円 (%)	%	%	% 0.09

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月 4.50

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日

（内容） 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、福島県に準拠して平均1%引下げ。

若年層については、最高で1.4%の引上げ。高齢層については、最高で3.0%引下げ。

激変緩和のため、5年間（平成32年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

該当なし

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国県と同様に見直しを実施。

（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成31年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
石川町	41.7歳	319,888円	386,295円	345,287円
福島県	42.8歳	328,700円	408,299円	359,687円
国	43.4歳	329,433円	—	411,123円
類似団体	41.7歳	307,053円	360,005円	330,897円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
石川町	59.8歳	5人	311,440円	321,493円	318,243円	—	—	—	—
うち支援員	59.3歳	2人	296,100円	308,182円	299,561円	—	—	—	—
福島県	56.1歳	203人	330,600円	369,217円	345,431円	—	—	—	—
国	50.9歳	2,431人	287,312円	—	329,380円	—	—	—	—
類似団体	49.7歳	8人	291,169円	316,463円	302,844円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値の比較）		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
石川町	5,443,529円	—	—
うち支援員	5,491,513円	—	—

*技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

*年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」データは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

（注）1 「平均給料月額」とは、31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		石川町	福島県	国
一般行政職	大学卒	191,600円	191,600円	180,700円
	高校卒	156,400円	156,400円	148,600円
技能労務職	高校卒	147,300円	154,300円	—
	中学卒	134,100円	145,900円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成31年4月1日現在）

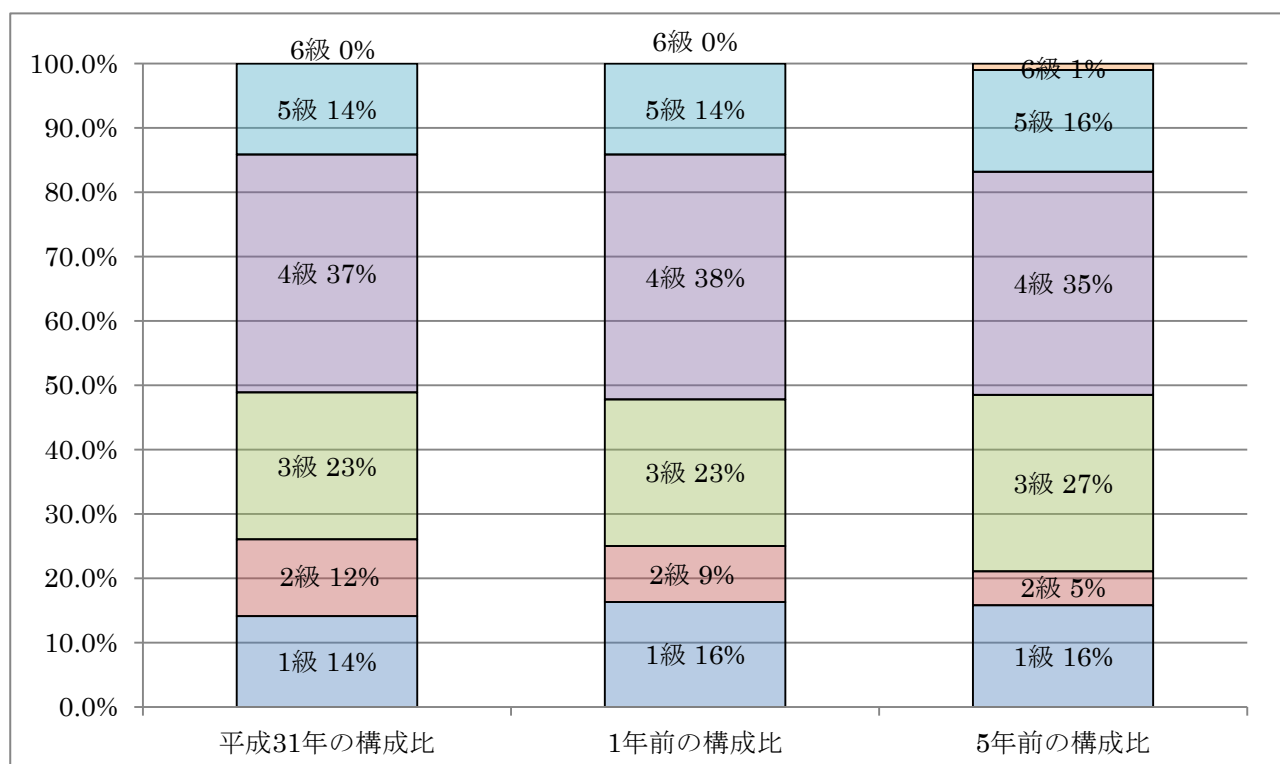
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	283,900円	366,200円	385,900円	396,800円
	高校卒	243,800円	329,400円	372,100円	384,900円
技能労務職	高校卒	—円	—円	—円	—円
	中学卒	—円	—円	—円	—円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成31年4月1日現在）

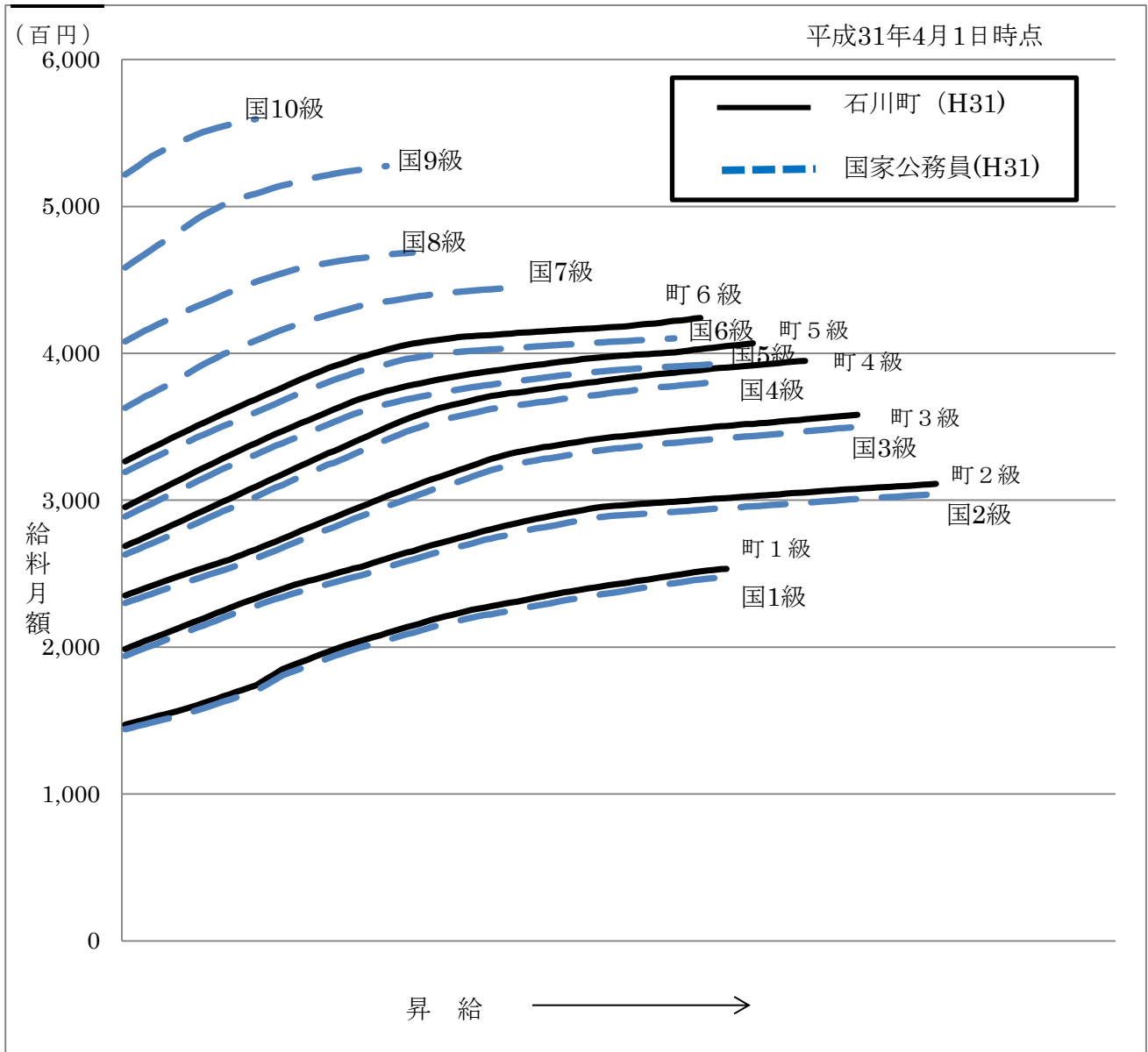
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	13人	14.1%	147,300円	253,300円
2級	主事	11人	12.0%	198,700円	311,100円
3級	係長、主査	21人	22.8%	235,100円	358,200円
4級	課長補佐、主任主査	34人	37.0%	268,700円	394,900円
5級	課長、主幹	13人	14.1%	295,300円	406,900円
6級	課長	0人	0.0%	326,400円	424,100円

- (注) 1 石川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成31年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（石川町）

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和3年度		令和3年度	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

石川町	福島県	国
1人当たり平均支給(平成30年度) 1,578千円	1人当たり平均支給(平成30年度) 1,791千円	—
(平成30年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.40)月分 (0.90)月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.40)月分 (0.90)月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(石川町)

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和3年度		令和3年度	

(2) 退職手当(平成31年4月1日現在)

石川町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2%～20%) 1人当たり平均支給額 15,133千円	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2%～45%)

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成31年4月1日現在） 制度なし

(4) 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）		— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）		— 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）		— %		
手当の種類（手当数）		1種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成30年度決算）	左記職員に対する支給単価
感染症等防疫作業手当	右記業務に従事した職員	感染症等防疫作業に従事した場合	千円 —	日額 290円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	29,495千円
職員1人当たり平均支給年額 （平成30年度決算）	335千円
支給実績（平成29年度決算）	30,950千円
職員1人当たり平均支給年額 （平成29年度決算）	319千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成30年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成30年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 特定期間加算 5,000円	同じ		12,336千円	246,720円
住居手当	(借家・借間) 月額9,500円を超える家賃を支払っている職員に対し100円から27,000円	異なる	月額家賃 (支給対象額)	4,171千円	297,929円
通勤手当	(交通機関等利用者) 63,000円まで全額、63,000円を超えた場合その超えた額の2分の1の額を63,000円に加えた額 (交通用具利用者) 通勤距離に応じて2,600円から59,900円(2km以上)	異なる	(交通機関等利用者) 支給限度額 (交通用具利用者) 支給額、支給限度額	7,060千円	73,542円
管理職手当	(課長の職にある職員) 給料月額×12/100 (課長補佐の職にある職員) 給料月額×6/100	異なる	支給区分、 支給額	10,900千円	403,704円
宿日直手当	(宿直) 1回につき7,500円 (日直) 1回につき4,800円 5時間未満の場合2,400円	異なる	支給額	1,665千円	13,427円
管理職員特別勤務手当	(課長の職にある職員) 勤務1回につき6,000円 (課長補佐の職にある職員) 勤務1回につき4,000円	異なる	支給区分、 支給額	434千円	16,074円
寒冷地手当 (4級地)	(世帯主である職員) 扶養親族あり17,800円 その他の職員10,200円 (その他の職員) 7,360円	同じ		6,676千円	58,561円

5 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	798,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副 町 長		840,000 円 / 297,600 円	
報 酬	議 長	320,000 円	375,000 円 / 280,000 円	
	副 議 長	252,000 円	310,000 円 / 220,000 円	
	議 員	235,000 円	284,000 円 / 195,000 円	
期 末 手 当	町 長	(平成30年度支給割合)		
	副 町 長	3.30 月分		
退 職 手 当	議 長	(平成30年度支給割合)		
	副 議 長	3.30 月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	給料月額×在職月数×支給率(48/100)	18,385,920 円	任期毎
		” (29/100)	8,894,880 円	”
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

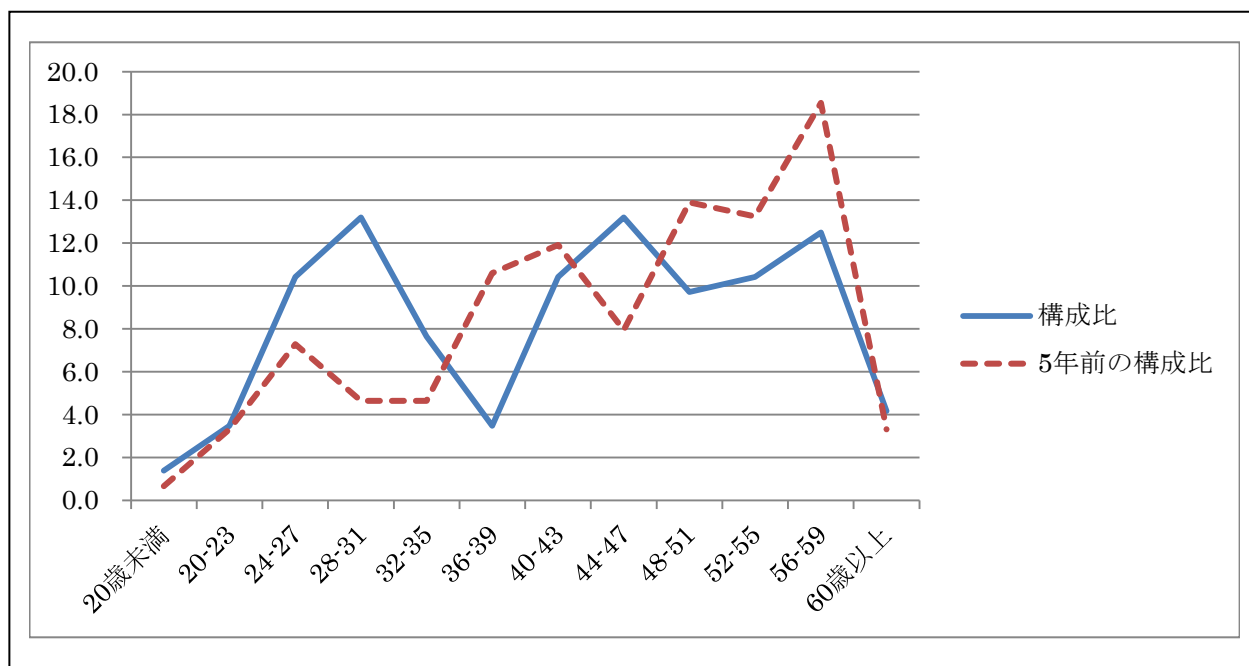
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成30年	平成31年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務	32	29	△3	文教複合施設建設事業終了による減 育休職員の復職による補充職員分の減
		税務	9	9	0	
		農水	9	12	3	道の駅準備及び農業振興計画担当スタッフの充実のための増
		商工	3	3	0	
		土木	8	8	0	
		民生	35	32	△3	老人ホーム入所者数減による事務員及び支援員の減
		衛生	10	10	0	
		小計	108	105	△3	<参考> 人口1万当たり職員数68.29人 (類似団体の人口1万当たり職員数75.52人)
	教育部門	16	18	2	文教複合施設オープンに伴うスタッフの充実のための増	
小計	124	123	△1	<参考> 人口1万当たり職員数80.00人 (類似団体の人口1万当たり職員数94.94人)		
公営企業等会計部門	水道	8	8	0		
	その他	14	13	△1	国保事務の広域化による減	
	小計	22	21	△1		
合計		146 [234]	144 [234]	△2 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数93.66人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成31年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	5人	15人	19人	11人	5人	15人	19人	14人	15人	18人	6人	144人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別	年度	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	過去5年間の増減数（率）
一般行政		114	110	108	109	108	105	▲9(▲7.9%)
教育		15	14	15	15	16	18	3(20.0%)
消防		—	—	—	—	—	—	—(—%)
普通会計計		129	124	123	124	124	123	▲6(▲4.7%)
公営企業等会計計		22	22	22	22	22	21	▲1(▲4.5%)
総合計		151	146	145	146	146	144	▲7(▲4.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成29年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成30年度	352,356	46,664	47,901	13.6	16.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 水道事業平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成30年度	8	30,832	4,360	12,709	47,901	5,988	6,181

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成31年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
石川町	42.7歳	335,550円	498,972円
団体平均	44.3歳	340,929円	514,169円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

石川町	一般行政職・団体平均等
1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,589千円	1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,578千円
(平成30年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.40)月分 (0.90)月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.40)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成31年4月1日現在）

石川町			一般行政職・団体平均等		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (割増率2%~20%)			定年前早期退職特例措置 (割増率2%~20%)		
1人当たり平均支給額		一千円	1人当たり平均支給額		15,133千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

制度なし

エ 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）		— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）		— 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）		— %		
手当の種類（手当数）		1種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成30年度決算)	左記職員に対する 支給単価
感染症等防疫 作業手当	右記業務に従事 した職員	感染症等防疫作業 に従事した場合	千円 —	日額 290円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	993千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)	199千円
支給実績（平成29年度決算）	942千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)	157千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成30年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 特定期間加算 5,000円	同じ		1,134千円	226,800円
住居手当	(借家・借間) 月額9,500円を超える 家賃を支払っている職 員に対し100円から27, 000円	同じ		0千円	0円
通勤手当	(交通機関等利用者) 63,000円まで全額、63, 000円を超えた場合そ の超えた額の2分の1 の額を63,000円に加え た額 (交通用具利用者) 通勤距離に応じて2,60 0円から59,900円(2km 以上)	同じ		576千円	96,000円
管理職手当	(課長の職にある職員) 給料月額×12/100 (課長補佐の職にある職員) 給料月額×6/100	同じ		1,154千円	384,486円
宿日直手当	(宿直) 1回につき7,500円 (日直) 1回につき4,800円 5時間未満の場合2,400円	同じ		—	—
管理職員特 別勤務手当	(課長の職にある職員) 勤務1回につき6,000円 (課長補佐の職にある職員) 勤務1回につき4,000円	同じ		—	—
寒冷地手当 (4級地)	(世帯主である職員) 扶養親族あり17,800円 その他の職員10,200円 (その他の職員) 7,360円	同じ		504千円	62,900円

)